

日本漢方協会通信

2020年12月

日本漢方協会 創立 50 周年記念

第40回 漢方学術大会が開催されました!

～2020年11月15日(日) 於 エッサム神田ホール2号館 & ライブ配信の2本立て～

			
特別講演 寺澤 捷年 先生	50周年記念セミナー 今井 淳 会長	分科会発表 1 岡崎 仁子 様	分科会発表 2 高山 留美 様
			
分科会発表 3 飛奈 良治 様	分科会発表 4 八木 多佳子 様	分科会発表 5 吉野 道夫 様	分科会発表 6 河合 元宏 様
			
分科会発表 7 田口 哲之 様	分科会発表 8 熊井 啓子 様	一言治験例発表 鈴木 り糸 様	一般発表 1 細野 美佐子 様
			
一般発表 2 八木 多佳子 様	一般発表 3 庄司 良文 様	一般発表 4 白鳥 誠 様	一般発表 5 笠原 良二 様
			
傷寒論書写 会長賞 高 貴子 様	傷寒論書写 副会長賞 安倍 真知子 様	傷寒論書写 副会長賞 中山 百合奈 様	役員集合写真

日本漢方協会通信

2020年12月 その2

「医薬品・医療器機等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に当たっての留意点について」より薬局製剤に関する事項

① 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知

薬生総発0831第6号

3 薬局製造販売医薬品

- (1) 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。）に関する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）等の改正の内容は、薬局において薬局製造販売医薬品を調剤室の外に陳列することを可能としたものであること。
- (2) 薬局において薬局製造販売医薬品を調剤室の外に陳列しない場合、店舗販売業者の場合、規則第15条の15の規定に基づく別表第1の2に規定する薬局製造販売医薬品の掲示事項は不要であること。また、この場合において、従来どおり、薬剤師による情報の提供が十分に確保できることを前提に、同一又は類似の薬効の要指導医薬品又は一般用医薬品を陳列している場所において、薬局製造販売医薬品に関する製品情報（製品名リスト等）を示すことは差し支えないこと。

示す写真」に変更する。（薬機法施行規則別表第1の3関係）

- ・薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、開店時間のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖できる構造のものであることとする（薬局等構造設備規則第1条第1項第6号関係）。
- ・薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局の構造設備の基準は、次に定めるところに適合するものであることとする。（薬局等構造設備規則第1条第1項第10号の2関係）
 - ア 薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。
 - イ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「薬局製造販売医薬品陳列区画」という。）に医薬品の購入者等が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品の購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
 - ウ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。
- ・薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。）について、継続的服薬指導等の対象から除かれる。（薬機法施行令第74条の4、薬機法施行規則第158条の10関係）
- ・手帳の活用については、「手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること」とされた。（薬機法施行規則第158条の10、第158条の8第1項第3号、第158条の9第3号関係）
- ・新設された薬機法施行規則第158条の7第6号（患者の連絡先の確認）、第158条の9の2（継続的服薬指導）の規定は適用されない。

②趣旨の解説

日本薬剤師会雑誌72巻11号より

5. 薬局製造販売医薬品の貯蔵・陳列等規定の改正

- ・薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。）について、一般用医薬品と同様、調剤室の外に陳列することができることとする。（薬機法施行令第74条の4、薬機法施行規則第14条の2、第14条の3、第218条の3関係）
- ・薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合は、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合は、当該広告における表示。）に関する解説を掲示する（薬機法施行規則別表第1の2関係）。
- ・薬局における特定販売の方法等のうち、「一般用医薬品の陳列の状況に示す写真」を「薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況に

【お 願 い】

改訂版の実用漢方処方集が発行され1年が経過しました。
その間に発見された誤りをまとめています。皆様が気づいた点をお知らせ下さい。